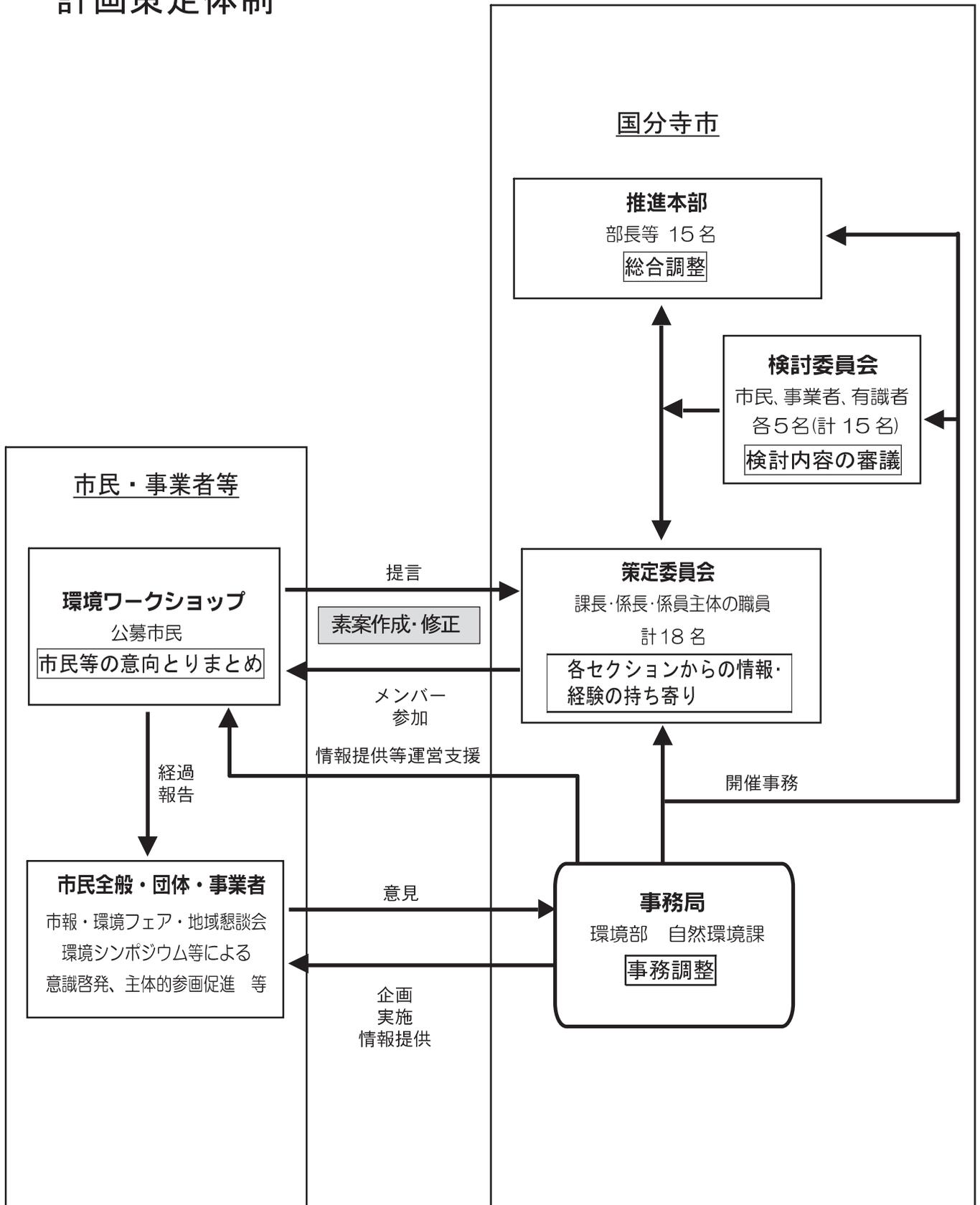


參考資料

計画策定体制



計画策定の経緯

●策定委員会の検討経過

回	日時	議題等
1	平成13年 11月22日	委員の任命又は委嘱、環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定について 環境基本計画の基本的な考え方 条例の制定及び基本計画の策定方法・スケジュール
2	12月20日	国分寺市における環境行政の現状と問題点について 市民ワークショップについて
3	平成14年 1月17日	新聞記事紹介、国分寺市における環境の現状・課題について
4	2月7日	ごみ問題について
5	2月21日	第1回環境ワークショップの進め方について、その他の市民参加について
6	3月14日	第1回環境ワークショップを振り返って 第2回環境ワークショップの進め方について
7	4月18日	第2回環境ワークショップの報告、第3回環境ワークショップの進め方 今後の市民協働のあり方、環境かるたの紹介・討議
8	5月16日	環境かるたの紹介・討議
9	2月21日	環境かるたの紹介・討議
10	6月20日	環境基本条例の検討にあたって、環境かるたの紹介・討議
11	8月9日	環境ワークショップで出された課題の吟味
12	8月22日	環境ワークショップで出された課題の吟味
13	9月5日	課題・方針等の体系化
14	9月19日	課題・方針等の体系化
15	10月10日	環境かるたに基づくワークショップ
16	10月24日	住民参加について
17	11月21日	計画の枠組み（委員長案）、各方針の分類
18	12月17日	計画の枠組み、国分寺市環境基本計画の施策・分類表
19	平成15年 1月9日	計画の枠組み、国分寺市環境基本計画の施策・分類表
20	2月14日	計画の枠組みに基づいた第1部第1、2章の文章化
21	3月13日	環境シンポジウムについて
22	4月3日	平成15年度策定スケジュール（案） 計画の枠組みに基づいた第1部、第3部の文章化について
23	4月24日	計画の枠組みに基づいた第1部、第3部の文章化について
24	5月27日	計画の枠組みに基づいた第1部、第3部の文章化について 計画の枠組みに関する策定委員会でのこれまでの検討の流れ
25	6月5日	現況データ一覧表について
26	6月19日	環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
27	7月10日	施策の進捗状況（経済課） 環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
28	7月28日	環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
29	8月7日	環境基本計画の枠組み（案）に基づいた第1部、第3部の文章化について
30	9月4日	1、3部に関するワークショップの意見について 環境基本条例について、環境権について
31	9月18日	環境基本計画の推進組織について
32	10月2日	推進体制のイメージについて、庁内ヒアリングについて
33	10月21日	庁内ヒアリングについて
34	11月6日	策定スケジュール、第3部文章化・推進体制、環境基本計画（骨子案）
35	11月26日	第3部の確認
36	12月3日	環境教育・学習の拠点（中平案）、第3部の文章化等、今後のスケジュール
37	12月22日	推進管理委員会の名称、環境教育・環境学習、キャッチフレーズについて
38	平成16年 1月15日	計画素案の修正点について、環境基本条例案について
39	1月29日	環境基本条例検討の基本的な方向性、環境基本条例の構成（案）
40	2月5日	環境基本条例（素案）
41	2月19日	環境基本条例（素案）
42	3月3日	環境基本条例（素案）
43	3月10日	環境基本条例（素案）

●国分寺市環境ワークショップ検討経過

回	日 時	議 題 等
1	平成14年 3月2日	自己紹介、市からの説明（基本的考え方・スケジュールなど） グループ討議「こんなまちにしたい」「こんなことはしたくない」
2	3月23日	日野市の事例紹介 グループ討議「日野市にききたいこと」「国分寺市で取り入れたいこと」
3	4月20日	今後の進め方①
4	5月12日	今後の進め方②
5	6月2日	大まかなスケジュールの確認、課題を討議するうえでの環境の範囲
6	6月17日	自然環境に関する課題①
7	6月23日	自然環境に関する課題②
8	7月9日	都市環境に関する課題①
9	7月14日	都市環境に関する課題②
10	7月23日	ごみに関する課題①
11	7月28日	ごみに関する課題②
12	8月18日	課題全体について①
13	9月1日	課題全体について②
14	9月9日	6回～13回の意見のまとめについて
15	9月15日	緑分野の課題・方針について
16	9月24日	水分野の課題・方針について①
17	9月29日	水分野の課題・方針について②
18	10月7日	生態系、道路・交通分野の課題・方針について①
19	10月13日	生態系、道路・交通分野の課題・方針について②
20	10月22日	道路・交通・大気・都市・生活型公害の課題・方針について①
21	10月27日	道路・交通・大気・都市・生活型公害の課題・方針について②
22	11月5日	上下水、景域分野の課題・方針について
23	11月10日	景域、住宅地分野の課題・方針について
24	11月26日	住宅地、歴史、文化分野の課題・方針について
25	12月1日	歴史、文化、地域コミュニティ分野の課題・方針について
26	12月10日	地域コミュニティ、ごみ分野の課題・方針について
27	12月15日	ごみ分野の課題・方針について
28	平成15年 1月19日	計画の枠組み案、今後のワークショップの進め方について
29	2月2日	各分野の望ましい将来像について①
30	2月23日	各分野の望ましい将来像について②
31	3月9日	各分野の望ましい将来像について③
32	3月30日	各分野の望ましい将来像について④
33	4月12日	「各項目の【望ましい将来像】の確認」について
34	4月26日	「各項目の【望ましい将来像】の確認」について
35	6月1日	「各項目の【望ましい将来像】の確認」について
36	6月15日	「各項目の【目標】の検討」について
37	7月6日	「各項目の【目標】の検討」について
38	7月20日	「方針・施策の検討」の進め方について
39	8月10日	策定委員会のこれまでの経過報告、ワークショップ分科会の進め方等について
40	8月31日	計画の基本となる考え方について、計画の推進方法について
41	9月7日	分科会からの報告
42	9月21日	分科会からの報告
43	10月5日	第3部に関する自由討議
44	10月19日	「方針・施策のまとめ」についての取り扱い方についての討議 第3部の構成案、第2部のフォーマット案、重点施策に関する確認
45	11月3日	「方針・施策のまとめ」についての取り扱い方についての討議 第3部の構成案、第2部のフォーマット案、重点施策に関する確認
46	11月16日	第3部についての討議
47	11月30日	第2部の方針・施策案について、第1部の文章化案について
48	12月7日	12月及び今後のスケジュールの説明、検討委員会について 骨子案全体を通じた内容の確認
49	12月21日	各種会議の報告、環境教育・学習、計画策定の視点 キャッチフレーズ、優先すべき施策
50	平成16年 1月11日	環境ワークショップの反省と今後の進め方、キャッチフレーズ、次回からの予定
51	1月25日	条例とは、環境教育・学習、環境都市宣言
52	2月8日	条例案の検討、今後の日程について
53	2月15日	条例案の検討
54	3月7日	条例案の検討
55	3月14日	条例案の検討

●検討委員会の検討経過

回	日 時	議 題 等
1	平成15年 12月22日	国分寺市環境基本計画（素案）について
2	平成16年 1月9日	国分寺市環境基本計画（素案）について
3	1月23日	国分寺市環境基本計画（素案）について
4	2月2日	国分寺市環境基本計画（素案）について
5	2月6日	国分寺市環境基本計画（素案）について
6	2月24日	国分寺市環境基本計画（素案）の答申案について 市長への答申について

●地域懇談会の開催経過

回	日 時	場 所・議 題 等
1	平成15年 12月16日	本多公民館 国分寺市環境基本計画（素案）について
2	12月18日	ひかりプラザ 国分寺市環境基本計画（素案）について
3	平成16年 2月4日	いずみホール 国分寺市環境基本計画（素案）について
4	2月5日	本町・南町地域センター 国分寺市環境基本計画（素案）について

●団体ヒアリングの開催経過

回	日 時	団 体 名 等
1	平成14年 9月14日	崖を保全する会
2	9月21日	国分寺市冒険遊び場の会
3	9月26日	リオン
4	9月26日	日立中央研究所
5	9月27日	まちづくりサロン
6	10月3日	環境問題研究会
7	10月4日	コープとうきょう国分寺店
8	10月8日	J A東京むさし
9	10月8日	イトーヨーカドー恋ヶ窪支店
10	10月9日	商工会
11	10月11日	N P O法人 ごみ環境ビジョン2 1

環境基準等

●大気汚染に係わる環境基準

昭和48年5月8日
環境庁告示第25号
平成9年2月4日
環境庁告示第4号

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

●水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日
環境庁告示第59号

《人の健康の保護に関する環境基準》

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	ほう素	1mg/l以下

注) 環境基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。

《生活環境の保全に関する環境基準 (河川)》

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊粒子状 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100m 以下
A	水道2級、 水産1級、 水浴及びB以下 の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1000MPN/100ml 以下
B	水道3級、 水産2級、 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5000MPN/100m 以下
C	水産3級、 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級、 農業用水及びE の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/l 以上	—

●土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日
環境庁告示第46号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1㍗につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1㍗につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1㍗につき0.05mg以下であること。
砒素	検液1㍗につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1㍗につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1㍗につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1㍗につき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1㍗につき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1㍗につき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1㍗につき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1㍗につき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1㍗につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1㍗につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1㍗につき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1㍗につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1㍗につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1㍗につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1㍗につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1㍗につき0.01mg以下であること。
セレン	検液1㍗につき0.01mg以下であること。

●地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日
環境庁告示第10号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下

注) 環境基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

●騒音に係る環境基準（環境基準と地域類型の当てはめ）

（この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない）

平成 10 年 9 月 30 日
環境庁告示第 64 号

平成 12 年 3 月 31 日
東京都告示第420号

単位：デシベル

地域類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
AA	清瀬市のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考：車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部を言う。
この場合において、上表のA・B類型の「2車線以上の車線を有する道路」及びC類型の「車線を有する道路」が幹線交通を担う道路の場合、これに近接する空間については上表に係らず、特例として次表のとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」
「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
・2車線を越える車線を有する道路 20メートル